

(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）
計画段階配慮書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 14 土地区画整理事業
都市計画特例	[条例第44条第1項] 都市計画決定権者が計画段階事業者に代わり手続
配慮書の提出	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第2項] 提出：令和7年7月15日
配慮書の公告	[条例第9条] 市報公告：令和7年8月5日 広報手段：広報よこはま8月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）
配慮書の縦覧・公表	[条例第9条] 縦覧期間：令和7年8月5日～8月19日（15日間） 縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課、中、南、磯子区役所 区政推進課 公表等： 横浜市ホームページで配慮書の全文公表 横浜市中心、中、南、磯子図書館で閲覧
環境情報提供書の提出	[条例第10条第1項] 配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報提供書を提出することができる。 提出期間：令和7年8月5日～8月19日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参
配慮市長意見書の作成	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項] 市長は、環境情報に配慮して、配慮市長意見書を作成し、都市計画決定権者に送付。
審査会への意見聴取	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第2項] 市長は、配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼：令和7年8月5日
配慮市長意見書の公告・縦覧	[条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第3項] 市長は、配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧。

（裏面に手続フロー図あり）

図:配慮書の手続フロー

